

2024年度 ごみ収集カレンダー

可燃物は、吉田町牧之原市広域施設組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。
資源物は、「中身の見える袋」で出してください。

分別区分	ごみの出し方
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ、紙くず。 生ごみは、水をきってください。
金物類	<ul style="list-style-type: none"> 缶類、スプレー缶は、中身を空にしてください。
プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> 袋に「マークあり」と記入してください。 中身はきれいに取り除き、容器だけにしてください。 汚れたものは、洗って乾かしてください。
	<ul style="list-style-type: none"> 袋に「マークなし」と記入してください。 袋に入る大きさに砕いてください。
ガラス類	<ul style="list-style-type: none"> 空き瓶、せもの。 キャップ、フタを外してください。
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> キャップ、ラベルは、プラスチック類「マークあり」へ。 洗って乾かしてください。
地域が集積所では回収できないもの	
蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> 割らずに持ち込んでください。 「ガラス類」では回収しません。 回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。※詳しくはホームページをご覧ください。
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> 「金物類」では回収しません。 吉田町役場、4自治会館、回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。※詳しくはホームページをご覧ください。
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収に出すかリサイクルセンターに搬入してください。(新聞は4自治会館に持込み可能)
小型家電	<ul style="list-style-type: none"> 家電4品目以外の家電製品は、リサイクルセンターに搬入してください。

収集するごみは一般家庭のものだけです。

可燃物 収集日は **月・木** 曜日です

プラスチック類 収集日は **火** 曜日です

4月～9月の収集日

分別区分	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
資源物	金物類	水 3	1	5	3	7	4
	ガラス類	水 17	15	19	17	21	18
	ペットボトル	水 10 24	8 22	12 26	10 24	14 28	11 25
土・日曜日の搬入受付日	土	6 20	18	1 15	6 20	3 17	7 21
	日	14 28	12 26	9 23	14 28	25 8	

10月～3月の収集日

分別区分	曜日	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月
資源物	金物類	水 2	6	4	8	5	5
	ガラス類	水 16	20	18	22	19	19
	ペットボトル	水 9 23	13 27	11 25	15 29	12 26	12 26
土・日曜日の搬入受付日	土	5 19	2 16	7 21	4 18	1 15	1 15
	日	13 27	10 24	8 22	12 26	9	9 23

※必ず収集日当日の朝(午前8時まで)に出してください。
 ※袋が守られていないもの、分別ができていないものは収集しません。
 ※1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。
 ※祝日・振替休日でも収集をしています。(日曜日は収集しません。)
 ※ごみを出す場所は地域のみなさんで決められた集積所です。出す場所がわからない方は、近所の方にお尋ねください。
 ※年末の**可燃物**の収集は12月26日(木)で終了です。年始の収集は1月6日(月)から開始します。
 ※年末の**プラスチック類**の収集は12月24日(火)で終了です。年始の収集は1月7日(火)から開始します。
 ※家具類の粗大ごみは戸別収集を実施していますので、裏面を参照の上、清掃センターまでお問い合わせください。

片岡地区

直接搬入する場合

搬入できる時間

月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～16:00
土曜日(第1・3)	8:30～12:00
日曜日(第2・4)	8:30～12:00 13:00～15:00

搬入時に「住所」・「氏名」・「ごみの種別」を申告してください。

祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日)は、清掃センター・リサイクルセンターへ搬入できません。
 ※年末最終受付は、12月27日(金)になります。

搬入先

可燃物 ⇨ 清掃センター (牧之原市細江6664番地3)

資源物 ⇨ リサイクルセンター (牧之原市坂部1615番地3)

※両センターへ搬入する際は、左表の分別区分ごとに分別して、搬入してください。カレンダー裏面にはセンター搬入時注意事項、両センター案内図が明記してあります。

処理手数料

一般家庭ごみ	10kgまでごとに 51円
事業所、事業系ごみ	10kgまでごとに 156円

※計量により算出された金額の10円未満は切捨てとなります。

粗大ごみ

搬入できないものや解体を必要とするもの(ベッド・ソファ・マットレス等)もありますので、分別・搬入方法等で不明な点は事前に清掃センター又はリサイクルセンターにご連絡ください。

安定5品目(コンクリート・ブロック・瓦・レンガ・素焼きの陶器)

コンクリート・ブロック・瓦・レンガ・素焼きの陶器の処分については、吉田町役場都市環境課へご連絡ください。
 ※自然物(石・土砂等)は受入れできません。

問合せ先

清掃センター 0548-24-0530
 リサイクルセンター 0548-29-0425
 吉田町役場都市環境課 0548-33-2102
 吉田町牧之原市広域施設組合ホームページアドレス
<http://www.yoshida-makinohara-kouiki.jp/>

プラスチック類の出し方について



◎プラマークの付いている商品について（プラマークをしっかりと確認してください。）

- ・プラスチック類の収集日に中身の見える袋で、『マークあり』と記入して決められた集積所に出してください。
- ・汚れたものは、洗って乾かしてから出してください。
- ・トレイ類(白色、色付きなど)は、『マークあり』として出してください。
- ・発泡スチロールは、こぶし大程度に砕いて、『マークあり』として出してください。

◎プラマークの付いていない商品について

- ・プラスチック類の収集日に中身の見える袋で、『マークなし』と記入して決められた集積所に出してください。

ペットボトルの出し方について



◎『PET1(ペットワン)』のマークが付いている商品について

- ・ペットボトルの収集日に中身の見える袋で、決められた集積所に出してください。また、『キャップ』と『ラベル』は取り外して、『ボトル』だけにして出してください。
- *取り外した『キャップ』と『ラベル』は、プラスチック類の『マークあり』として出してください。

パソコンの処分方法について

- ・パソコンは、資源有効利用促進法に基づき、製造メーカー等によって回収し、資源化することが義務づけられているため、リサイクルセンターでは処分が出来ないことから、搬入は出来ません。

詳細については、一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。

ホームページ (<http://www.pc3r.jp/>)

対象となる機器は、パソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコンです。

なお、ワープロ専用機やプリンター、スキャナー等の周辺機器はリサイクルセンターに搬入出来ます。

家電4品目の処分方法について

- ・家電製品のうち、**テレビ等の4品目**は家電リサイクル法に基づき、廃棄する人がリサイクル料金を負担し、資源化することが義務づけられています。

*対象品目

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1 エアコン(室外機を含む) | 3 冷蔵庫、冷凍庫 |
| 2 テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機EL式、プラズマ式) | 4 洗濯機、衣類乾燥機 |

上記のものを処分する場合は、購入先等にお問い合わせください。

粗大ごみ戸別収集について

- ・ご家庭で不要となった粗大ごみを申し込みのあったお宅まで伺い、運搬作業を行います。

対象物 作業員2人で積み込むことができる大きさや重さのもの。

(代表的な収集品目 家具類、ベッド、マットレス、自転車、小型家電品 等)

料金 運搬費1回につき3,250円 処理費1個につき250円(最大5個まで)

お申し込み方法 清掃センターにお電話(24-0530)で予約をしてください。

センター搬入時注意事項

両センター共通事項

- ・出来る限り分別をして搬入してください。
- ・搬入出来るものは一般廃棄物だけです。産業廃棄物は搬入出来ません。
- ・事業系廃棄物・多量ごみ・粗大ごみは直接搬入してください。

清掃センター搬入時

- ・積載量2トン以下の車両で搬入してください。(事故防止のため)
- ・枝木は、目安として長さ1m以下、直径20cm以下に切断してください。
- ・竹は、目安として30cm以下に切断してください。
- ・ゴムホース、ロープ等は、目安として30cm以下に切断してください。(農業散布用ホース等は、購入先や専門業者に処分を依頼してください。)
- ・畳は、一度に8畳までです。必ず半分に切断してください。
- ・木製の家具等を搬入する場合は、可能な限り解体してください。(ガラス、金属等が付いている物は、外してください。)
- ・茶刈用袋は、搬入出来ません。(購入先や専門業者に処分を依頼してください。)
- ・新聞、雑誌、段ボール等の古紙は、リサイクルセンターに搬入してください。(油の染み込んだものや、腐ったものは清掃センターに搬入してください。)
- ・焼却が必要な書類ごみについては、綴り紐やファイル等を外してから搬入してください。

リサイクルセンター搬入時

- ・缶類、スプレー缶は、中身を空にしてください。
- ・ビン類は、キャップ、フタを外して中身を空にしてください。
- ・バイクは、排気量に関係なく搬入出来ません。(購入先等にお問い合わせください。)
- ・家電4品目以外の家電製品は、リサイクルセンターに搬入してください。

清掃センター リサイクルセンター 案内図

